

陳情第 13 号



令和 7 年 12 月 1 日

霧島市議会 議長 様

「重点支援地方交付金」を活用した介護保険料の引き下げ・減免を求める 陳情

霧島市社会保障推進協議会

霧島市国分

会長 原口 兼明

拝啓

貴職ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は市民の福祉向上に多大なるご尽力を賜り、心より感謝申し上げます。

この度、私たちは、高齢者の生活を支える介護保険料の負担軽減について、政府の経済対策である「重点支援地方交付金」を積極的に活用し、速やかに実現いただくよう、陳情するものです。

現状認識：年金生活者を中心とした介護保険料の負担

1. 第 1 号被保険者 (65 歳以上) の厳しい生活実態：

介護保険の第 1 号被保険者は主に年金生活者であり、物価高騰が続く中で保険料が生活費を圧迫し、極めて過重な負担感となっています。

2. 低所得者層への更なる支援の必要性：

霧島市の介護保険料は、低所得者に配慮した 13 段階の所得段階別構造となっており、第 1 段階は基準額の 0.26 倍とされていますが、年金収入が低い層にとって、その負担は依然として重く、生活の維持を困難にしています。

3. 交付金を活用した福祉の強化:

政府の「重点支援地方交付金」は、地方自治体が地域のニーズに応じて低所得者等を支援するために設けられています。介護保険料の負担軽減は、この交付金を活用し、地域高齢者の福祉を強化するために直ちに取るべき施策です。

陳情事項: 交付金を活用した介護保険料の軽減・減免

高齢市民の生活安定と、国の経済対策を生活に反映させるため、以下の事項を市議会として採択いただくよう強くお願いいたします。

1. 「重点支援地方交付金」を最大限に活用し、介護保険料の負担軽減に充てる財源を速やかに確保すること。
2. 確保した財源を活用し、特に低所得者層（現行の第1段階から第3段階など、住民税非課税世帯）を対象とした介護保険料の市独自の減免制度を新設または拡充し、更なる負担軽減を図ること。
3. 低所得者の保険料軽減策について、国による軽減策が縮小・終了した場合でも、市の財源による安定的な支援を継続するための制度設計を検討すること。

敬具